

健康・福祉に関する計画(素案)特集号

❶世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案) ❷第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
❸(仮称)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(素案) ❹健康せたがやプラン(第三次)(素案)



令和5年(2023年)
9/7
No.1897

SETAGAYA 区のおしらせ

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ
▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



ご意見・ご提案をお寄せください

区民の皆さんの 健康・福祉にとって大切な 4つの計画を新たに作り直す

2面

計画の位置づけ等

3面

❶世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案)

4面

❷第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

5面

❸(仮称)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(素案)

6面

❹健康せたがやプラン(第三次)(素案)

7~8面

ご意見・ご提案の提出方法等



世田谷区長
のぶと
保坂展人

区民の皆さんからのご意見、ご提案をお待ちしています。

また、「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」及び「(仮称)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画(素案)」「健康せたがやプラン(第三次)(素案)」は、誰もがお互いを認めあい、生き生きと過ごす地域に向けて、これまでの成果を踏まえて、さらなる改善のために策定するものです。

この4つの計画のうち、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案)」は、健康や福祉の方向を決める重要な計画で、保健医療福祉の各分野に共通する基本的かつ横断的な施策の方向を示す計画です。

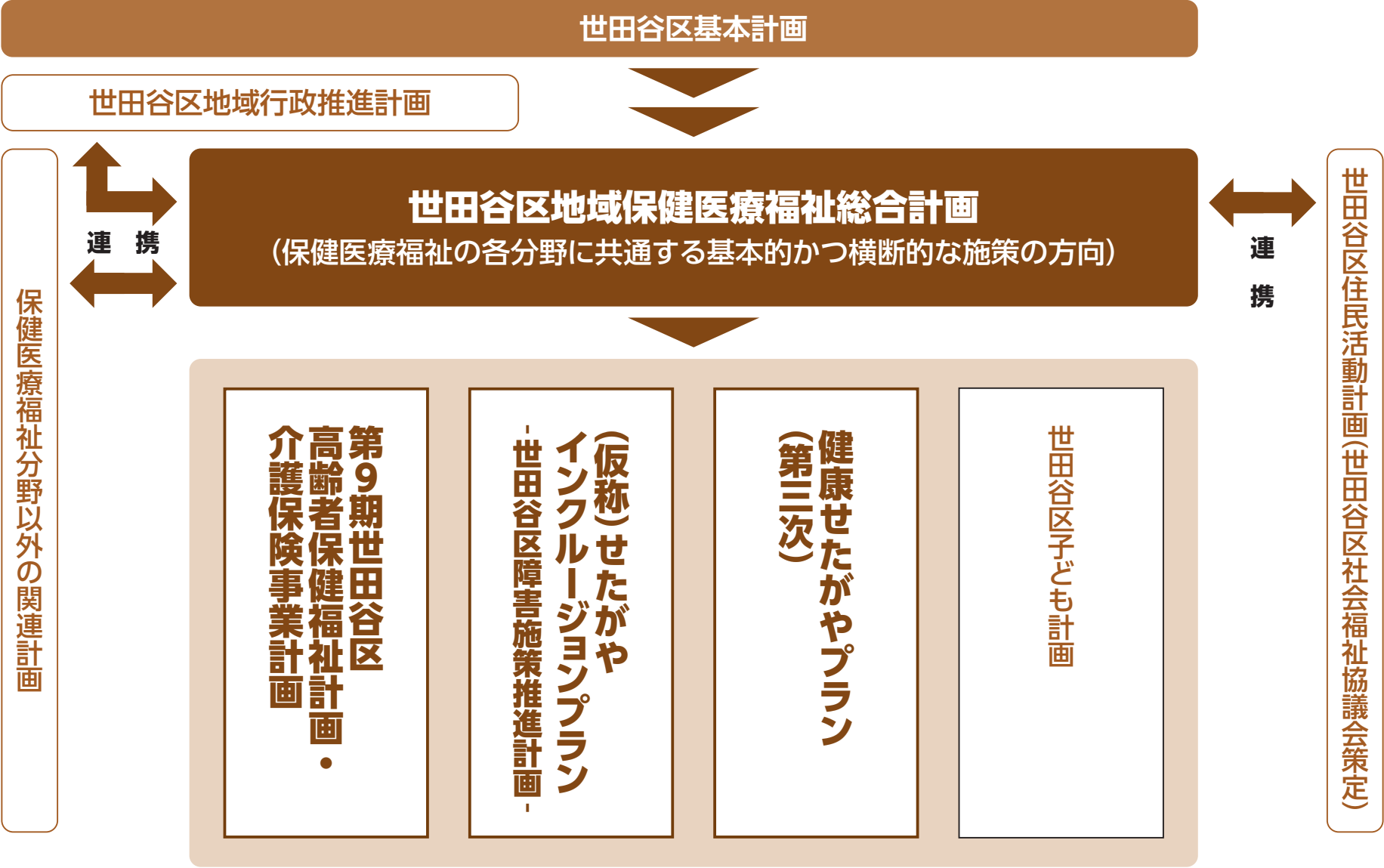
今回、健康や福祉にとって大切な4つの計画を新たに策定します。

4つの計画に皆さんのご意見をお待ちしています

区民の皆さんの健康・福祉にとって大切な 4つの計画を新たに作ります

令和6年度(2024年度)を初年度として、**1**世田谷区地域保健医療福祉総合計画 **2**第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 **3**(仮称)せたがやインクルージョンプラン-世田谷区障害施策推進計画- **4**健康せたがやプラン(第三次) を新たに策定します。

計画の位置づけ



計画期間

令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)	13年度 (2031年度)
世田谷区基本計画 令和6～13年度(2024～2031年度)							
1世田谷区地域保健医療福祉総合計画 令和6～13年度(2024～2031年度)							
2第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 令和6～8年度(2024～2026年度)			※令和9年度以降も3年ごとに策定予定				
3(仮称)せたがやインクルージョンプラン -世田谷区障害施策推進計画- 令和6～8年度(2024～2026年度)			※令和9年度以降も3年ごとに策定予定				
4健康せたがやプラン(第三次) 令和6～13年度(2024～2031年度)							
世田谷区子ども計画 令和7～16年度(2025～2034年度)							
(参考)世田谷区住民活動計画(世田谷区社会福祉協議会策定) 令和7～14年度(2025～2032年度)							

1世田谷区地域保健医療福祉総合計画（素案）

この計画は、区政の基本的な指針である世田谷区基本計画で示されたまちづくりの方向性を踏まえ、保健医療福祉の各分野に共通する基本的かつ横断的な施策の方向を示す、令和6年度(2024年度)から13年度(2031年度)までの8年間の計画です。



区HPQ205325

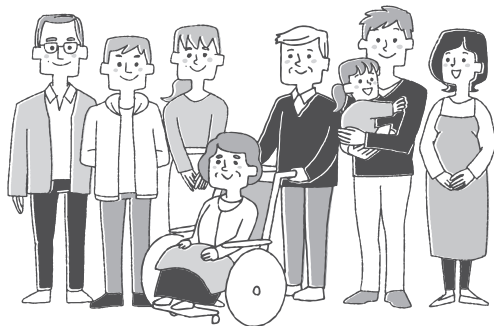
計画について詳しくは
こちら

ご意見・ご提案もこちらから
提出できます

基本方針

誰一人取り残さない 世田谷をつくろう

社会状況の変化等により、区民の抱える困りごと
も複雑化・複合化してきている中で、
誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざします。



地域福祉推進の5つの視点

- ① すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる
- ② 困る前に支援につなげる地域づくり
- ③ 参加と協働により地域福祉を推進する
- ④ 先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する
- ⑤ 分野横断的な連携を推進する

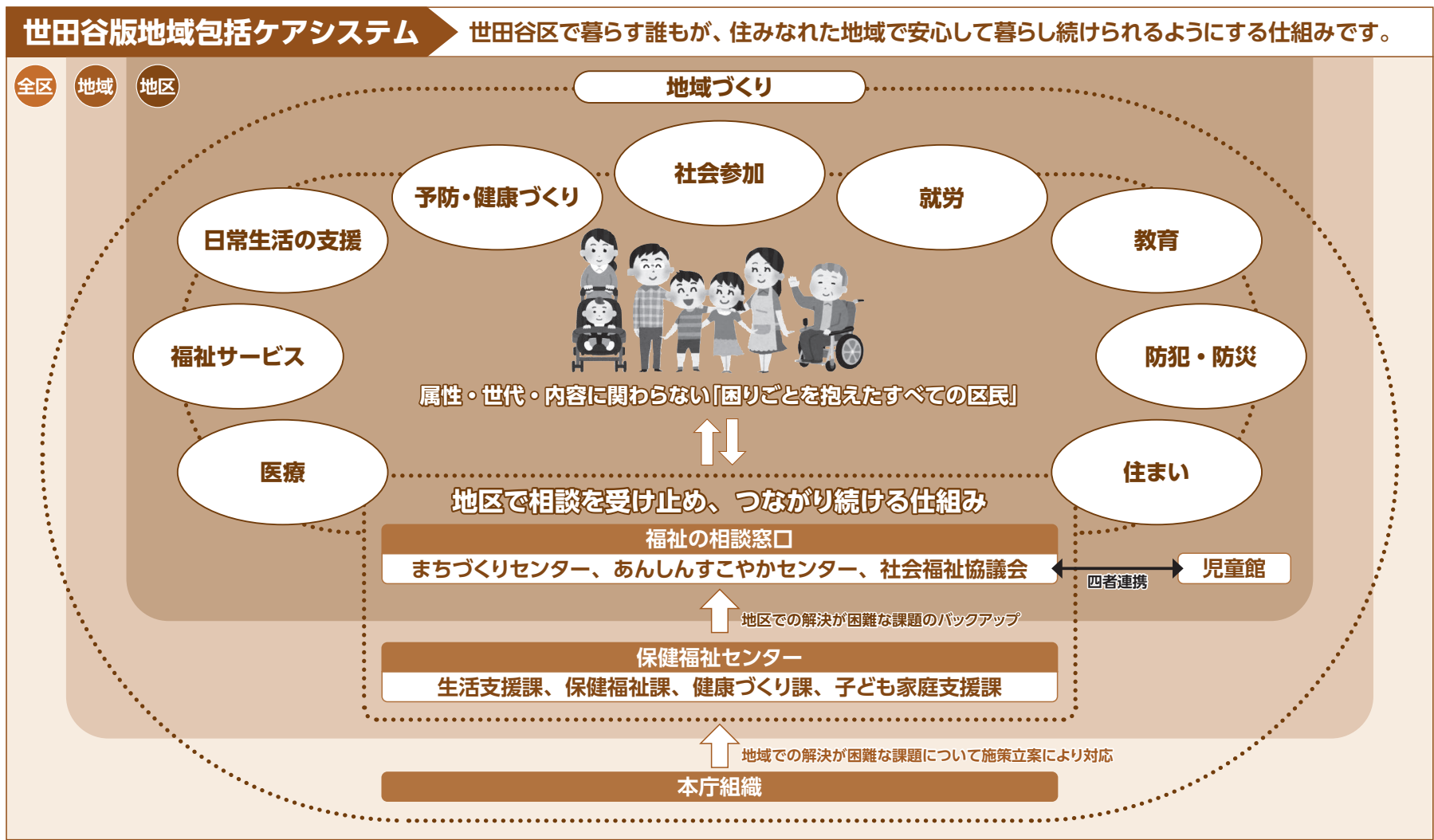
基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）

- ① 世田谷版地域包括ケアシステムの強化
- ② 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を『困りごとを抱えたすべての区民』と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせ、世田谷版地域包括ケアシステムを構築・推進してきました。

一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとにも複雑化・複合化してきています。変化し続ける課題に応えられるよう、これまで推進してきた世田谷版地域包括ケアシステムを強化します。

また、世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤(福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制づくり等)の整備にも取り組みます。



第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（素案）

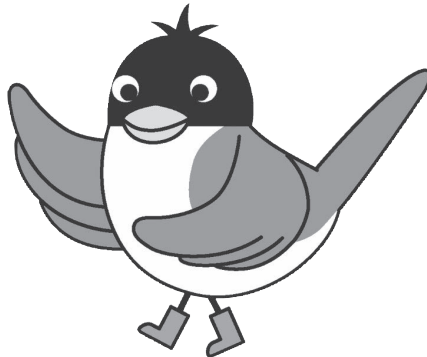


区HPQ 205215

計画について詳しくは
こちら

ご意見・ご提案もこちらから
提出できます

この計画は、区の高齢者福祉施策や介護保険事業の基本的事項や目標等を定める行動計画（法定）であり、区を取り巻く状況の変化等を踏まえ、3年ごとに策定します。
計画期間：令和6～8年度（2024～2026年度）



あんしんすこやかセンター
イメージキャラクター「あんすこ君」

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、 自分らしく安心して暮らし続けられる 地域社会の実現

施策展開の考え方

参加と協働の地域づくり、これまでの高齢者観に捉われない施策、地域包括ケアシステムの推進

計画策定の背景

高齢者人口

全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区では人口全体が増えているため、高齢化率は微増ですが、高齢者人口は増加しており、今後も増え続けると推計しています。

	令和5年（2023年）	推計	
		令和12年（2030年）	令和22年（2040年）
高齢者人口	約18万7000人	約20万2000人	約24万4000人
高齢化率	20.4%	21.9%	26.0%

（外国人含む。各年1月1日時点）

出典：令和5年7月世田谷区将来人口推計

第8期における介護保険の要介護等認定者・給付費・第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

	第8期 （令和4年度）
要介護等認定者	約4万2000人
総給付費	約596億円
介護保険料（基準月額）	6180円

計画目標と施策

基本理念を実現するため、めざす方向を明らかにする3つの計画目標を掲げ、総合的に施策を推進します。

①区民の健康寿命を延ばす

心から健康だと感じ、いきいきと生活することができるよう、さらなる健康寿命の延伸をめざします。

施策：①健康づくり ②介護予防 ③重度化防止

②高齢者の活動と参加を促進する

高齢者が地域や職場で活躍できるよう活動と参加の促進に取り組みます。

施策：①参加と交流の場づくり ②就労・就業 ③支えあい活動の推進 ④見守り施策の推進
⑤認知症施策の総合的な推進 ⑥権利擁護の推進

③安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る

区民、地域活動団体、事業者、区が連携し、DXの推進や介護人材の確保に積極的に取り組みながら、医療・介護・福祉サービスの確保を図ります。

施策：①相談支援の強化 ②在宅生活の支援と安心できる住まいの確保 ③在宅医療・介護連携の推進
④介護人材の確保及び育成・定着支援 ⑤安全・安心への対応

介護保険制度の円滑な運営

介護保険料などの必要な事項を定めます。また、介護保険制度の円滑な運営を図るための取組みを進めます。

①第1号被保険者の介護保険料の設定（サービス量の推計等に基づく保険料の設定）

②制度を円滑に運営するための取組み（給付適正化の推進、保険料・利用者負担の低所得者への配慮等、サービスの質の向上 等）

③ (仮称) せたがやインクルージョンプラン ー世田谷区障害施策推進計画ー (素案)



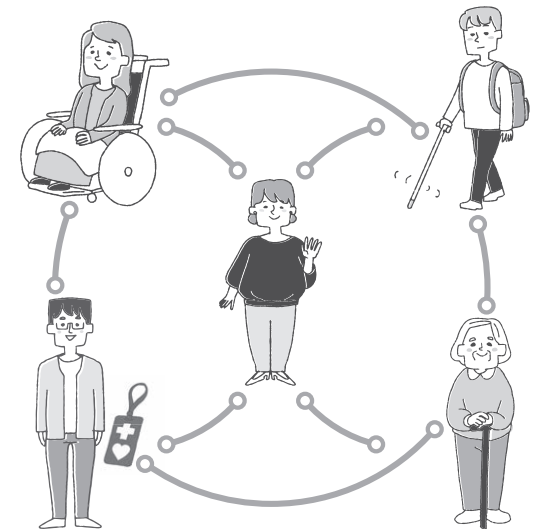
区HPQ 204984

計画について詳しくは
こちら
ご意見・ご提案もこちらから
提出できます

この計画は、世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を図るため、令和6年度から3年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量等を定めます。「インクルージョン」とは…社会的包摂のこと。だれであれ、それぞれの生き方を尊重され、同じ社会の一員として受け入れられることです。

基本理念

**障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で
支えあい、選択した自分らしい生活を
安心して継続できる社会の実現**



行動コンセプト(支援者の行動の基本的な考え方)

当事者の 選択を支える

- 障害のある当事者個々の「選択」を尊重する施策の推進や「選択」を支える環境整備に向けて協力して取り組みます。
- 当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、当事者が自分らしい生活を「選択」するための支援に努めます。

施策構築のための3つの視点

①当事者参加

当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。当事者個々の希望や選択を考慮しているか。

②相互理解

当事者と当事者以外の者(家族、地域、支援事業者等)との積極的理解につながるか。

③担い手支援

支援の担い手のうち特定の者に負担が偏っていないか。担い手の支援を考慮しているか。

7つの重点取組

①医療的ケア児(者)の支援

- 医療的ケア児(者)の支援に携わる看護師等の人材の確保・育成
- 発達や学びを支える体制や地域の取組みの整備・充実

②精神障害施策の充実

- 精神障害者やメンタルヘルス上の課題を抱えた方の地域における生活の定着支援の強化
- 精神科病院の入院者の意向を踏まえた地域移行の着実な推進

③人材の確保・定着

- 障害児者の自立を支援する技術やチームワークを学ぶ研修の充実
- ボランティアを含めた新たな人材の確保に向け、障害理解を進めるための施策の推進

④災害への備えの推進

- 情報コミュニケーションの難しい障害者のための緊急事態における支援の検討
- 災害時の在宅避難を安心して継続するための備蓄等の推進

⑤情報コミュニケーション・アクセス手段の確保

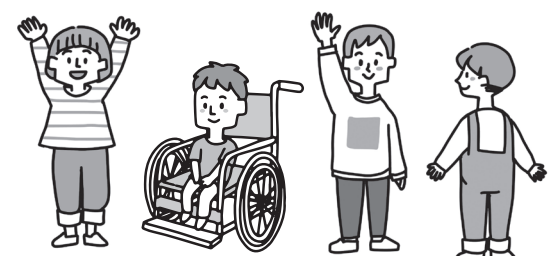
- 障害児者の情報コミュニケーションやアクセスについて様々な手段の確保
- 聴覚障害や視覚障害のある方への情報バリアフリーの推進

⑥インクルーシブ教育推進に向けた土台作り

- 就学相談など様々な相談体制の充実に図り、一貫した切れ目のない支援を充実

⑦障害理解促進・差別解消

- 障害の社会モデルの考え方や障害者等への接し方について多様な方法による周知
- 障害者等が外出しやすいまちづくりの推進



4健康せたがやプラン（第三次）（素案）

この計画は、区の総合保健計画であり、健康づくりの推進に関する目標や健康指標及び施策の方向等を定める令和6年度(2024年度)から13年度(2031年度)までの8年間の計画です。



区HPQ 205255

計画について詳しくは
こちら
ご意見・ご提案もこちらから
提出できます

基本理念

区民が生涯にわたり健やかで
こころ豊かに暮らすことができる
地域社会の実現



目 標

①自分なりの健康像の実現

区民の誰もが自らの健康を考え、情報を活用し、自分にあった健康像の実現に取り組んでいる。

②つながりの構築

人と人とのつながりがある地域社会の中で、区民が健康の保持・増進に取り組み、生き生きと生活している。

③健康・安全の確保

安全で安心な環境を守り、すべての区民が健やかでこころ豊かに暮らし続けている。

第三次プラン策定に向けた主な課題

- 健康に対する意識を持ち、健康状況が比較的良好な区民が多い一方で、健康に関心はあるが実践に結びつかない、関心が薄い区民もいます。
- コロナ禍で人付き合いの頻度が減少して、不安や心身の疲れを感じている区民もいます。

健康づくり施策（15施策）

生涯を通じた健康づくりの推進

- ①こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進 ②がん対策の推進 ③望ましい生活習慣づくり
- ④親と子の健康づくり ⑤子ども・若者の健康づくり ⑥健康長寿の推進 ⑦食育の推進
- ⑧口と歯の健康づくり ⑨女性の健康づくり ⑩アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境づくり
- ⑪たばこ対策

健康に関する安全と安心の確保

- ⑫感染症予防対策の推進 ⑬健康的な生活環境の推進 ⑭食の安全・安心の推進 ⑮健康危機管理の向上

取組みを推進するための2つの視点

●リーディングプロジェクト(先導的役割を果たす取組み)の推進

これまで取り組んできた「健康せたがやプラス1」をキーワードにした健康づくりプロモーションを引き続き進めます。また、関係者・関係団体などと連携し、健康無関心層も巻き込みながら自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を取り入れ、区民の望ましい健康づくりを推進します。

※「健康せたがやプラス1」とは、誰でも・楽しく・簡単に、「何かひとつ、健康に良いことを生活の中に加えてみよう!」という健康づくり運動です。

●新型コロナウイルス感染症からの学び

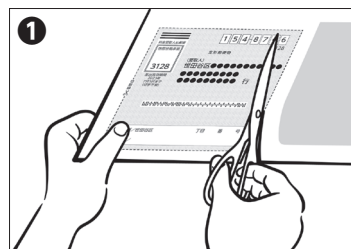
令和4年度に実施した「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」の結果等を踏まえ、特に重点的に取り組むべき課題に対応する施策を位置づけ、総合的に取り組みます。

ご意見・ご提案は、 ①～④の計画ごと にお寄せください。

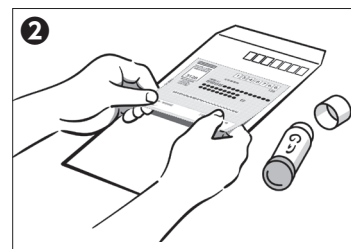
※ご意見等の提出方法は8面をご覧ください。

※宛名用紙は、計画ごとに異なります。ご注意ください。

郵送提出用宛名用紙の使用方法



①宛名用紙を切り取ります



②切り取った宛名用紙を封筒※の表面にしっかり貼り付けます

※長辺／14～23.5cm

短辺／9～12cm

厚さ／1cm以内

重量／50g以内

例／長3・長40・長4・洋0・洋2・角8封筒

(定形郵便物に使用できます)



③郵便ポスト等から差し出します

●宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。

●各計画(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。

●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

②第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

切取線

世田谷区
介護保険事業計画・
高齢者保健福祉計画

②

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

貼り付け面

①世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案)

切取線

世田谷区
地域保健医療福祉総合計画

①

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

貼り付け面

④健康せたがやプラン(第三次)(素案)

切取線

健康せたがや
プラン(第三次)

④

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

貼り付け面

③(仮称)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(素案)

切取線

(仮称)せたがや
インクルージョンプランー
世田谷区障害施策推進計画ー

③

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

貼り付け面



区民意見提出手続(パブリックコメント)

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに右記スケジュールのとおり公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

閲覧場所 計画(素案)の全文は、**区のホームページ(3～6面の二次元コード)**、担当課(右記参照)、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 9月28日(必着)

提出方法 ●**区のホームページ(3～6面の二次元コード)**から
●①計画の番号(**1～4**) ②ご意見・ご提案 ③住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ④氏名 ⑤法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記した書面を郵送(下記宛名用紙を使用可)、ファクシミリまたは持参で担当課(右記参照)へ
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、担当課(右記参照)へご相談ください。

スケジュール(予定)・担当課

スケジュール	9月	素案の公表 意見募集(9月28日まで)
	6年2月	素案に対する意見の公表 案の公表
	3月	計画の策定

担 当 課

1世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案)
担当＝保健福祉政策課 ☎5432-2914 FAX5432-3017

2第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
担当＝高齢福祉課 ☎5432-2768 FAX5432-3085

**3(仮称)せたがやインクルージョンプラン
－世田谷区障害施策推進計画－(素案)**
担当＝障害施策推進課 ☎5432-2958 FAX5432-3021

4健康せたがやプラン(第三次)(素案)
担当＝世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2354 FAX5432-3022

1 世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便

世田谷局承認

1548766

188

定形郵便物

(受取人)

3188

差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

切取線

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

1

番27号

(差出人) 住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

2 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便

世田谷局承認

1548766

189

定形郵便物

(受取人)

3189

差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

切取線

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

2

番27号

(差出人) 住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

3 (仮称) せたがやインクルージョンプラン－世田谷区障害施策推進計画－(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便

世田谷局承認

1548766

190

定形郵便物

(受取人)

3190

差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

切取線

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

3

番27号

(差出人) 住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

4 健康せたがやプラン(第三次)(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便

世田谷局承認

1548790

191

定形郵便物

(受取人)

3191

差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

切取線

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

4

番1号

(差出人) 住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/